「世田谷区立上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設整備事業」 公募型マーケットサウンディング調査 質問回答書

この度いただいた質問について、以下のとおり回答いたします。質問は、原文のまま掲載しております。

	書類名	頁	質問内容	回 答
1	別紙 1	3	国土交通省のガイドラインでは、「運	国土交通省都市局公園緑地・景観課
	事業 概		動施設」は公募対象公園施設の括りに	が発行している「都市公園の質の向上
	要書		なるかと思いますが、本件では公募対	に向けた Park-PFI 活用ガイドライ
			象公園施設として使用料をお支払い	ン」に記載されているとおり、都市公
			するのは、民間収益施設に該当する部	園法5条の規定に基づき、運動施設を
			分に限ると考えてよろしいでしょう	公募対象公園施設とすることができ
			か。	ると定められております。
				現時点では、本件における条件等を
				定めていないため、都市公園法に基づ
				く公募対象公園施設を含め、民間収益
				施設には条例に基づく使用料をお支
				払いいただきますが、スポーツ施設は
				使用料の対象外となることを想定し
				ています。
				ただし、事業手法については、今後
				の検討を踏まえ確定するため、事業の
				内容や方法等によっては異なること
				も考えられます。
2	別紙 1	3	トレーニングルームをスポーツ施設	トレーニングルームについては、収
	事業概		としてではなく、民間収益施設として	益性のある施設と認識しているため、
	要書		整備する方針とした理由をご教示く	民間事業者の独立採算による整備・運
			ださい。	営の可能性の有無を参考にさせてい
				ただきたく、現時点では民間収益施設
				の扱いとしております。
3	別紙 1	5	拡張区域のうちスポーツ施設、民間収	6頁「5.事業手法」に記載してい
	事業概		益施設を除く部分は特定公園施設と	るとおり、公園全体を対象とした事業
	要書		して整備されるかと思いますが、特定	展開についても今回の提案の対象と
			公園施設の整備は今回のサウンディ	しております。

ングの対象外と考えてよろしいでし	公募対象施設の対象や特定公園施
ょうか。	設の範囲を定め、整備を含めた提案も
	可能ですが、公募設置管理制度
	(Park-PFI)の導入の可否を含む事
	業手法は今後の検討を踏まえ確定と
	なります。